

市有財産売払公告

市有財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年10月22日

天理市長 並 河 健

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

【不動産：土地】

物件の所在地	地目	実績面積	用途地域	建蔽率	容積率	予定価格
勾田町230番1	雑種地	2,480 m ²	第一種住居地域	60%	300%	67,210,000円
						入札保証金
						6,721,000円

※予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）とは、あらかじめ天理市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- 前記（2）（3）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- 日本語を完全に理解できること。
- 天理市が定める天理市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるYahoo!オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができる者であること。
- 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
- 「3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。
- 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する天理市職員でないこと。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続

一般競争入札に参加しようとする者は、平成 30 年 10 月 22 日（月）午後 1 時から平成 30 年 11 月 9 日（金）午後 2 時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込み手続を行うこと。

(2) 本申込み手続

参加申込み（本申込み）は、(1)により仮申込み手続を完了した後、平成 30 年 11 月 9 日（金）までに所定の申込書に必要書類を添付し、天理市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。（郵送の場合は、平成 30 年 11 月 9 日（金）までの消印を有効とする。）

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

天理市川原城町 605 番地 天理市役所総務部総務課総務係

(2) 期 間

平成 30 年 10 月 22 日（月）午後 1 時から平成 30 年 11 月 9 日（金）午後 2 時まで

5 入札説明書（市ガイドライン）を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所

公有財産売却システム上

(2) 入札期間

平成 30 年 11 月 26 日（月）午後 1 時から平成 30 年 12 月 3 日（月）午後 1 時まで

(3) 開 札

平成 30 年 12 月 3 日（月）午後 1 時から

7 入札の方法

(1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、天理市が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができ

る。

- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。(申出により契約保証金に充当する場合を除く。)
- (4) 落札者が、天理市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は天理市に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、天理市は開札を行い、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

1.1 契約の締結

- (1) 落札者は、平成 30 年 12 月 17 日（月）午後 5 時までに、天理市が定めた契約保証金（予定価格の 100 分の 10）を納付のうえ契約を締結しなければならない。

1.2 売払代金の納入

契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 2 時 30 分までに天理市が指定する口座への銀行振込（振込手数料等は落札者の負担とする。）により一括納入しなければならない。

1.3 落札した売払物件の引渡し

売払代金の納入を確認した後、天理市が指定した日時に現状のまま落札者に引き渡す。

1.4 その他

- (1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 落札者が売払代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。
- (3) 天理市は瑕疵担保責任を負わない。
- (4) 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返還できない。
- (5) 契約書作成の要否については、作成を要する。

- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒632-8555 奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市総務部総務課総務係
電話番号 0743-63-1001
メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp